
出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	加藤秀典君
上下水道課長	平間広道君
槻木事務所長	馬場敏雄君
危機管理監	小玉敏君
地域再生対策監	小笠原幸一君
公共工事検査監	鎌田和夫君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	畑山義彦君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	相原健一君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主任主査	太田健博

議事日程（第4号）

平成25年6月13日（木曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第11号 町長、副町長、教育長及び職員の給料の特例に関する条例
- 第 3 議案第12号 柴田町子ども・子育て会議条例
- 第 4 議案第13号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第14号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第15号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第16号 平成25年度柴田町一般会計補正予算

- 第 8 議案第 17 号 平成 25 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
 - 第 9 議案第 18 号 平成 25 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
 - 第 10 議案第 19 号 平成 25 年度柴田町水道事業会計補正予算
 - 第 11 決議案第 1 号 (仮称) さくら連絡橋建設の内容説明を求める決議
 - 第 12 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書
 - 第 13 陳情第 1 号 私道を町道に求める陳情
陳情第 2 号 国民年金法等の特例水準の解消を実施しないよう意見書提出を求める陳情
 - 第 14 民生委員推薦会委員の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再開

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番齋藤義勝君、6番平間奈緒美さんを指名いたします。

昨日の有賀議員の一般質問に対する訂正の申し出がありましたので、健康推進課長から説明をお願いします。

○健康推進課長（宮城利郎君） おはようございます。

大変申しわけありません。昨日の有賀議員の一般質問の中で、受診勧奨の方法につきまして、「既に始まっている乳がん検診」とお答えしましたが、正しくは「子宮頸がん検診」でありました。おわび申し上げます、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。よろしくをお願いします。

日程第2 議案第11号 町長、副町長、教育長及び職員の給料の特例に関する条例

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第11号町長、副町長、教育長及び職員の給料の特例に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号町長、副町長、教育長及び職員の給料の特例に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案しました条例は、国の地方公務員給与引き下げ要請に応じ、特別職及び町職員の給

料を平成25年7月から平成26年3月までの間、特例措置として引き下げを行うものでございます。

引き下げる額は、宮城県や県内市町村の動向及びこれまでの柴田町の財政健全化への職員の取り組みを勘案し、一方で平成25年度の地方交付税への影響額を参酌し、特別職給料5%及び職員給料1.2%の削減を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 補足説明いたします。

議案書1ページです。

まず、考え方を説明いたします。国からの地方公務員給与引き下げについては、国からの助言、要請として受けとめていますが、1月28日総務大臣からの地方自治体宛て書簡では、「日本の再生に向けて、国及び地方が一丸になって」という文言がありました。ラスパイレス指数100を超える地方自治体の同意、同調を強く要望されたものと捉えています。

町は特例として給与削減に取り組むこととし、その額は地方交付税の減少額に見合う1,100万円ほどにするという方針を決めました。職員給料1.2%、特別職給料5%の減額です。手当等については減額なしとしています。減額することによって、退職金については影響しませんが、共済費が大分下がることとなりますので、年金は微細ですけれども金額が下がることになります。

議案について説明いたします。

第1条です。町長及び副町長の給料の特例。

期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間とすること。また、減ずる額について、100分の5を乗じた額を減じて支給するとしています。ただし書きは、手当等に及ぼす基準とする額については、本来の基礎額を用いることをあらわしています。

同様に、第2条は教育長の給料について定めています。

第3条は職員の給料です。下から3行目になります。100分の1.2、1.2%の減額を規定しています。

次のページをお開きください。

第4条で、柴田町企業職員の給料について同様に定めています。

第5条は端数計算です。減額する金額について、100円未満の端数を切り捨てます。

附則で、7月1日からの施行としています。

以上、説明となります。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番広沢真君。**

○11番（広沢 真君） 済みません、着席のまま失礼します。

○議長（加藤克明君） どうぞ。許可します。

○11番（広沢 真君） 今回の国の要請による給料の削減ですが、特に宮城県内の自治体での反応が非常に顕著に出ているというふうに思っています。河北新報の報道で、9日付の河北新報では、全35自治体のうち削減を決めたのは12市町。それで、今回の国が指定しているラスパイレス指数によって対象になっている県内24市町のうちでも半分ということで、通常、給与の削減、特に人事院勧告に基づく給与の削減なんかを言った場合、近隣市町を見てというようなことを理由に挙げられますが、今回はその理由も通じないというふうに思っております。

それで、特に今回の場合には東日本大震災の復興財源確保というふうに言っていますが、一方で復興にかかわりのない財源の使われ方なんかもしていて、その不信感があらわれたものと思っているんですが、この現状について、町長、どういうふうに捉えておられるか伺いたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） まず、県内の状況ですが、確かに35市町村のうち対象となったのが24市町村、そのうち給料のみで見れば取り組みが12市町村、少ないんですが、もともとラスパイレス100以上と言われていますが、100をわずかに上回っていた市町村については、今回はやらないと決めたところ、あと既に今も給与削減を行っている市町村があります。そういうところについては今回はやらない、沿岸部についてはほとんどやらないというふうに決めたみたいですが、そういう事情があります。

ただ、給料自体はやらないんですけれども、仙南の各市町については、管理職手当等については削減というところが多くなっています。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） 給料の削減努力という点では、多分に柴田町の独自の事情というのがありますが、これまで給与のカットもやってきて、それでほかの市町と比べても給料の削減の努力というのをやってきていると思うので、その点については、自分のやってきたことについて評価をしていないのかどうかというのを伺いたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 今回地方交付税に及ばされた金額については、7,000万円を超える金額がまず減額として示されましたが、過去の取り組みによって6,000万円ぐらいの、過去の取り組みは一定のルールでもって見てもらいました。それで、差額が、1,100万円交付税が減額するというふうになったわけですが、ただ平成20年度からの5カ年ですので、町が一番重かった19年度については評価されていません。その分をもしも評価したらという考え方もあるんですが、現実的に先ペナルティーと言ったらおかしいんですけども、先に減額が示された金額について、それが戻るわけではありません。やはり、地方交付税の1,100万円の減額という現実については受けとめなければいけないかなと考えています。

○議長（加藤克明君） 広沢君、再々質問ございますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） 考え方なんです、その給料の削減が地域の振興や復興に役立つと考えるのかどうかという問題だと思うんです。例えば、片や国は民間の企業に対して給料を引き上げることを要望しています。ところが、一方で公務員の給料を下げるということで、右手で壊して左手で直しているみたいな、そういう印象もあるんです。その点についての評価、考え方を伺いたいんですがいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 公務員を含めて、通常の民間企業についても下がるというふうになれば、当然気持ちが沈むということは否めないかなというふうに思います。

ただ、公務員給料については、確かに職員給与が減ります。受取額が少なくなります。その分地域経済に回らなくなるんじゃないかという論議もあるんですが、これについては町の歳費、減った分については歳費を通して投資されるわけですから、地域経済に対する影響という点で見れば今回の職員給料の削減については大きな変わりはないんじゃないかなと考えています。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。広沢真君。（「この場合、どうします」の声あり）

自席を許可します。

○11番（広沢 真君） また自席で失礼します。

今回の給料の削減案、私は国の方針について非常に憤りを感じざるを得ません。主なその理由として挙げているのが、やはり東日本大震災の復興財源確保ということなのですが、先ほどの総務課長のご答弁ありましたけれども、この地域でお金が回る、例えば復興のためのお金、復興・復旧のために給料を削減するという感覚が、私はどうにも理解できません。

それと同時に、特にこの復興財源について、この間国が行ってきた復興予算の使い方、例えば復興のための予算としていながら、全くかわりのない、例えばウミガメの卵を数える仕事であるとか、あるいは東北に全く入ってこない木材を復興目的であるということで九州の林業に対して補助金を使うとか、あるいは復興のため被災者を雇うことを前提とした非常勤職員の補助金として出しておきながら1人も被災者が雇われていない実態であるとか、そういう数々の復興財源の疑問符付きの使い道が、かなりマスコミでも報道されています。そういった使い道のために、日々の生活で苦勞しながら生活をしている職員の給与を削減するということについて、私はさらに憤りを感じます。

特に今回のアベノミクスで報道されている中身を見ますと、例えばこの間一番恩恵を受けている人としてマスコミで取り上げられていたのが、ユニクロの店舗を展開しているファーストリテイリングの会長さんでした。アベノミクスで1兆円の個人資産がふえたそうであります。それで、アベノミクス、特に今回の国の経済方針は、財界やあるいは経営者の皆さんに優遇して、そして優遇しているんだから働いている皆さんにも還元をしてくださいよという願いをする、そういった形の政策が特徴です。しかし、日本型経営ではそれが一般の国民にまで回ってこないということが、世界的にももう既に周知の事実となっています。

そういう中で、消費がなかなか上がらない。消費を上げるためには国民1人1人の購買力を上げて消費を促進することが必要なこの時期に、給与を削減するというのは全くの逆効果であると考えます。

したがって、今回この給与の削減については、多くの削減方針に応じないそういった自治体にも連帯をして、柴田町でもぜひとも削減をしないという選択をしていただきたい。そのことをぜひご理解いただいて、同僚議員の皆さんにもご賛同していただきたく反対討論をいたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番水戸義裕君。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。

ただいま議題となっています議案第11号について、賛成の立場から討論を行います。

今般、国は国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、各地方公共団体に対し速やかに国に準じて必要な措置をとるよう要請を行いました。しかし、この要請を受けて、宮城県では村井知事が地方分権に逆行すると国の姿勢を批判した上で、職員派遣などで支援を受ける自治体でも給与を削減することだろうと考慮すると同様の対応をせざるを得ないとし、部長以下の県職員一般職の給料を7月から来年3月末まで7.8%減らす方針を表明しました。県内の市町村でも検討しているところはありませんが、ご存じのとおり体制としてはばらついています。

柴田町においては、国に比べて職員数を大きく削減し、平成19年度、平成20年度には平均6%を超える職員給与の減額を行っています。一段の圧縮が求められることには心穏やかならないところはありませんが、日本の再生に向けて国と地方が一丸となって努力を結集するという大義には反論がなかなか難しいのではないかというのが私の思いであります。

二たびの給与削減ということになります。給料削減をしないという選択をした場合、町民からの理解を得られることは困難であるということも考えざるを得ません。

これらのことを踏まえ、賛成討論といたします。同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 原案反対の方の発言を許します。15番白内恵美子さん。

〔15番 白内恵美子さん 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

町長、副町長、教育長及び職員の給料の特例に関する条例に対する反対討論。

今回の国の一方的な国家公務員並みに地方自治体職員の給与引き下げ要請には応じるべきではないと考えます。国は引き下げの理由を東日本大震災の復興財源確保のためと説明していますが、復興の名のもとに復興とは無関係な無駄な使い方もしていることから、到底納得できません。地方自治体の給与は自治体自身が決定すべきです。今回のような、国が下げるのだから地方も下げなさい。その分地方交付税を減額するとは、余りにも乱暴なやり方です。

6月9日の河北新報によれば、県内では削減しない自治体が23、そのうち11自治体は国の要請の対象外であり、残り12自治体が国の要請に応じないとのことでした。

柴田町においては、国が削減するよりずっと前に、平成19年度から2年間財政再建プランに基づき職員の給料を5%カットし、厳しい財政状況に耐えてきました。職員は既に痛みを味わったのですから、今回の国の要請には応じるべきではありません。たとえ地方交付税を減額されても、国への抗議を示すとともに、日々住民サービスに努める職員の生活を守るべきだと考えます。

以上の理由により、給料の引き下げに反対します。同僚議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号町長、副町長、教育長及び職員の給料の特例に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 柴田町子ども・子育て会議条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第12号柴田町子ども・子育て会議条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号柴田町子ども・子育て会議条例についての提案理由を申し上げます。

昨年8月に社会保障と税の一体改革とあわせ、子ども・子育て支援法など関連3法が成立し、新たに子ども・子育て支援新制度が創設されました。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、地方自治体においても同法第77条第1項に掲げる事務を処理する「子ども・子育て会議」の設置が必要となることから、「柴田町子ども・子育て会議」を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） それでは、詳細につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

議案第12号柴田町子ども・子育て会議条例です。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、平成24年8月10日に子ども・子育て関連3法が成立し、8月22日公布されました。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度は消費税率の引き上げ時期に合わせ、早ければ平成27年4月に本格施行となる予定であります。

関連3法の1つ、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定では、保育施設等の利用定員を定めるときや、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるときまたは変更するとき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査・審議するため、附属機関として審議会その他の合議制の機関を条例で設置することが努力義務として課されております。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画を平成26年の半ばまでに策定しなければならず、その中で現行の次世代育成支援、地域行動計画等の子ども・子育て支援施策の現状把握及び評価、ニーズ調査に基づく教育、保育、子育て支援の利用の見込みとその確保、方策までの一連の作業を完成させる必要があります。そのため、平成25年度のできるだけ早い時期に地方版の子ども・子育て会議を設置する必要があることから、今回条例を制定するものであります。

条文について説明いたします。

第1条は設置です。子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「柴田町子ども・子育て会議」を設置するというものです。

第2条は定義です。条例で使用される用語は子ども・子育て支援法で使用する用語の例によるというものであります。

第3条は組織です。第1項は委員の数を定めたもので、10人以内で組織するというものです。第2項は委員の構成を定めたものです。第1号は子供の保護者です。保育所・幼稚園児、小学校児童の保護者になります。第2号は子ども・子育て支援に関する事業に従事する者です。幼稚園、認可外保育園、保育の場等を運営する事業者になります。第3号は子ども・子育て支援に関し学識経験のある者ということです。大学等の先生を考えております。第4号はその他、町長が特に必要と認める者です。民生委員、児童委員や社会福祉協議会などを考えております。

第4条は委員の任期を定めたものです。第1項は子ども・子育て会議の委員の任期を3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするものです。第2項は、委員は再任されることはできるというものです。

第5条は会長と副会長で、第1項は会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定

めるとしたものです。第2項は、会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

次のページになります。

第3項は、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは職務を代理するというものであります。

第6条は会議について定めたもので、第1項は会議は会長が招集し、会長がその議長になるものです。第2項は、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこと。第3項は、会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものということです。

第7条は庶務について定めたものです。会議の庶務は子ども家庭課で処理するというものです。

第8条は委任です。この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項については、会長が子ども・子育て会議に諮って定めるというものです。

附則になります。施行期日ですが、この条例は平成25年7月1日から施行するというものです。

次に、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開きください。

別記1、改正後の表をごらんください。区分の欄で民生委員推薦委員会委員の下に新たに子ども・子育て会議委員を加えるもので、報酬は日額で6,700円。出席費用弁償は1日につき500円となります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 第3条の組織なんですけれども、一応10人以内ということで、大体何人ぐらいずつを考えているんでしょうか。そして、その選出の方法はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えいたします。

第3条の組織についてですが、この第1号から第4号まで項目を挙げましたが、人数につきましては10人以内ということで、それぞれ何人ということはまだ決めておりません。ただ、その組織の推薦をお願いして、推薦をしようというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 子供の保護者はどのような形で。こういう会議を持つときというのは、実際に今子育て中の方の声がとても大事になると思うんです。ですから、しっかりと意見を出してくださる方をきちんとこのメンバーに加えておくと、会議がとても活発に進むんじゃないかなと思うんですが、その選出方法を教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 各施設のほうに保護者会というのが組織されていますので、その中から、人数は限られておりますので、意見を広く述べていただく方をご推薦いただくというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうすると、今回は公募はかけないわけですか。その団体からの推薦をいただくということで。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 今回の条例の趣旨から考えまして、公募はしないというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありますか。ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 国の法律に基づいてこの会議が設置されるということなんですが、課長の説明を聞いていて、この会議がどういうことを、いわゆる審議するということはわかったんですが、この条文そのものでいくとこの会議の役割とか業務とか、結局どういうことを審議するというのはちょっと具体的に入っていないような気がするんですが、それは何も8条の、今後その会長がこの会議の運営に関して必要な事項をメンバーに諮って定めるという、この中に入るのでしょうか。それとも、国の法律でこの子育て会議の中身というものはもう決まっているから、あえて町のこの条例の条文の中には入れなくていいということなのか、ちょっと確認したいと思います。

それで、この会議はいわゆる審議会で、町長から諮問を受けて、それで会長が招集して会議を開くという段取りになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） まず、多分条例の中の所掌事務についてですが、第77条第1項に規定されておりますので、今回条例の中には規定はしておらないわけですが、今回上位法のほうで法の改正が行われたときにその都度内容について改正せざるを得なくなるので、それ

を省くために、第77条第1項で規定されているということで所掌事務のほうについては規定しておりません。

それから、会議の内容につきましては、国のほうから国の子ども・子育て会議が設置されておりますので、その中から計画を策定しなければならないのですが、その内容について指針等を示されまして、それについて調査・審議していくという組織でございますので、例えばニーズ調査を実施して、そのニーズ調査の項目についてこういう項目でいいのかどうかとかそういうことをする組織となりますので、諮問機関等ということではありません。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今の説明であれなんですけれども、国の法律の代行とかの規定にという、基づくってことでしょ、ほかの議員さんはどうなんですかね。町の条例としてこれを見たときに、この子ども・子育て会議はどういうことをやるんだというのをこれでわかりますかね。条例ですからこれを見て、例えば町民の方でもいいですよ、この条例を見て、この会議が何をやるんだと。子ども・子育て会議という関心の高いテーマですよ。一般町民の方が柴田町のこの条例を見て、この会議が何をやるんだというのをこれでわかるんでしょうか。我々は国のその法律のほうを見て、その上位事項ということでそれをしますけれども、ちょっとあえてもう一度その点を確認したいのと、今の課長の説明でいう、そのいろんな調査もやる会議だから、町長からの諮問を受けてだけという審議会ではないということは、逆に言う場合によっては会長のほうからこういうことも調べたい、皆さんどうですかということでこの会議を招集するということもある得るといことなのか、その点もちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 1点目の法制関係なんですけど、もちろん町の条例で上位法となる、今回で言いますと支援法、その同じ文言を書き込むことは禁止されているわけではありません。ただ、上位法に基づく条例が町には数多くあります。それに全部、上位法の文言、理念、さまざまな手続を書き込んでしまうと大変な量になってしまいます。一般的に、ほとんどの市町村については、上位法で確とした規定がある場合については、その規定・条項を受けた形で条例は設置すると。もちろん説明については、その上位法の中身も説明するというふうになると思いますけれども、法制の立場からはそういう形で今進めております。

○議長（加藤克明君） 2点目は子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

先ほどのように、審議の内容につきまして新たに発生した場合については、会長が招集をして会議を開くということでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 今、舟山議員が聞いたように、国がやるから、やらなくてはならないからということなのかということもそうなんです、これ条例だけではいわゆる会議の条例ということで内容については、今説明ありましたけれども、これによって、これによってというかこの条例をつくったことによって、いわゆる待機児童とかそういったような中身について、それからこれをするによって何が変わるのかということ、今想定されることで町として想定されることをちょっとお聞きしたいと思います。

それで、3条の（4）に「その他町長が」というふうに書いてあるんですが、いわゆるこの委員の方に偏った意見、考え方を持った方が例えば入ったとするならば、いわゆる子供の何というか、将来性とかそういった可能性にまで影響するようなことになることは考えられないのかというふうなこともあって、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） まず1点目ですが、今回の子ども・子育て会議を設置することによりまして、支援事業を策定するようになるんですが、そのために早速6月の今回の補正のほうにも計上させていただきましたけれども、ニーズ調査というのを実施します。その内容につきましては、例年普通ですと小学校の6年生ごろまでを対象に約2,000世帯を対象にアンケートを実施するんですが、その実施する項目についてはまだ国のほうからはっきりとした項目は示されておられませんけれども、基本的には今待機児童が問題になっていますので、子育て支援に関する項目について、どうすれば待機児童が少なくなるとかというふうな、潜在的な待機児童というのもおりますので、そういうことも調べるのがメインになっていると思っております。

それから、委員につきましては、なかなか人選に関しては難しいと思っておりますけれども、今後いろいろ検討しながら人選には注意して進めていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 大体わかりました。それで、77条の第1項ということでちょっと見てみただけですけども、77条、「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」というふうな、それからこうあって、今度これを見ていくと「31条見てください」とかいろいろ書いてある。できれ

ば、この条例をつくったことによって、やっぱり効果というものが期待されるような条例の生かし方をしてほしいなと思うのと、やっぱりこれによって保育サービスが上がるとか何とかというようなこともやっぱりチェックしていくようなこともしないと、ただ条例つくりましたというだけに終わってしまうのかなというふうにも思いますので、この辺をよく今後考えてほしいと。

それから、やっぱり資料には、自分で見たと今言いましたけれども、第1条の第77条の第1項に基づくというこの77条は、例えばの話、この資料の中に入れてほしいと。そうすると、ああ、こういうことなのかというふうにわかるのかなというふうにも思ったりもしたんですが、その辺について、突然、いわゆる議案書に突然といっても時間的には見る時間はあるということなんですが、やはりこれぐらいの一番最初に出てくる77条ぐらい載せてもらってもいいのかなと思いましたので、今後のことについてですけれども、この辺を伺っておきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 今、議員さんのほうからご意見をいただきましたが、今回内部のほうでもいろいろ調整して制定しました条例ですので、この条例のままいきたいと考えております。

それから、町民の方からも会議についての問い合わせとか、そういう話がありますので、その辺については会議決まりまして、内容につきましても広報等で順次周知していきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 2点目、総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） こういう新しい条例のときに、確かにその上位法77条と書かれてもわからないというふうな場面があるかと思えます。できるだけ全員協議会で事前説明もしたいと思うのですが、それがかなわない場合については、付随資料として議案書の中に、議案書の末尾に添付したいと考えます。次回からそのようにいたします。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号柴田町子ども・子育て会議条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第13号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回提案しました条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成25年2月22日に公布されたことに伴い、柴田町国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、従来国民健康保険に加入していた75歳以上の方につきましても、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行することとなりましたが、それにより国民健康保険税が負担増とならないよう講じられてきた時限的特例措置の延長でございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第13号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成25年2月22日に公布されたことに伴い、柴田町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容の主なものは、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の激変緩和措置として5カ年の特例措置が講じられておりましたが、平成25年3月31日をもって切れるところ、後期高齢者医療制度への移行によって、当該世帯の所得等が変わらないにもかかわらず負担増になりかねないことから、軽減措置が受けられるよう適用期限を定めない恒久的な措置とするものです。

また、新たに特定世帯に対する世帯別平等割の軽減措置として、移行後6年目以降8年目までの間にある世帯、これを特定継続世帯といいます、に対して4分の1を軽減する措置を追加するものです。

それでは、議案書7ページをお開きください。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

改正後の欄でご説明いたします。

第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定です。第1項第1号条文中、特定世帯における5カ年の期間期日と、新たに特定継続世帯の3カ年の延長期間を追加し、世帯区分を第1号から第3号に改正するものです。第1号を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯。第2号を特定世帯。第3号に新たに特定継続世帯として規定するもので、各号ごとに世帯別、世帯区分別平等割額を規定するものです。

以降の改正条項の世帯区分は、この3区分に改めて表記するものとなります。

8ページをお開きください。

第7条の3は国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の世帯別区分措置金額に改正するものです。

次の23条は国民健康保険税の減額の規定になります。第1号は7割軽減、9ページの第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の金額を、世帯区分別におのおの規定する改正になります。

次に10ページ。

附則の改正ですが、第16項東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例です。地方税法附則第44条の2に、第2項が追加されたことによる引用条項の項ずれと第5項を加えて、相続人も長期譲渡所得の特例を受けられるように改正するものです。

11ページになります。改正条例の附則です。

第1項は施行期日の規定になります。この条例は公布の日から施行しますが、ただし書きに規定する第16項は平成26年1月1日から施行するものです。第2項改正後の条例規定は、平成25年度以降の国民健康保険税に適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとするものです。第3項は、新条例附則第16項の規定は、平成26年度以降の国民健康保険税について適用するものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第15号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第14号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第15号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第14号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例及び議案第15号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成23年東日本大震災の災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料につきましては、それぞれ条例を制定し減免を実施してきたところでございますが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等対象地域の被保険者の国民健康保険税及び介護保険料について、国から減免に係る財政支援の延長が示されましたので、平成25年度においても減免措置を講ずるため、今回2本の条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。先に税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第14号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は東日本大震災の災害被害者に対する国民健康保険税の減免に係る財政支援が延長されることが国より示されたことにより、災害被害者の減免期間を延長するため本条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等対象地域の被保険者の減免期間を平成25年度においても対象とするものです。

それでは、議案書13ページをお開きください。

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

改正後の欄でご説明いたします。

附則の改正です。第1項を施行期日等とし、第2項に平成25年度の保険税の減免の特例を追加規定するものです。減免の期間を平成26年3月31日までとするものです。

次に、改正条例の附則です。この条例は公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用するものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 引き続き、議案第15号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

15ページになります。

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険第1号被保険者の保険料は、平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例に基づき減免を実施してまいりました。平成25年度分の保険料についても、国から保険料の減免に係る財政支援の延長が示されましたので、災害被害者の第1号被保険者の保険料の減免措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等対象の被保険者の減免期間を、平成25年度も対象とするものです。

条例について説明申し上げます。

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例。

平成23年柴田町条例第11号の一部を次のように改正する。

表の左の欄が改正後、右の欄が改正前であります。改正後を説明いたします。

附則に、第3項として平成25年度の保険料の減免の特例を追加します。平成25年度の第2条第4項に規定する保険料の減免については、これは原発事故の避難者に対する保険料であります。同項中、平成23年度分とあるのは平成25年度分と、これは減免期間を平成25年度分も対象とするものであります。第3条中、平成24年3月31日とあるのは平成26年3月31日とする。これは減免の申請期間の延長であります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

以上であります。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第16号平成25年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号平成25年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国の緊急経済対策に基づき平成25年度当初予算に計上していた一部事業を平成24年度に前倒ししたことに伴う事業調整を行うほか、制度改正や緊急の対応に要する経費を補正するものです。

補正の主なものは、平成24年度予算と平成25年度予算に重複計上されている一般町道維持管理費や市街地整備総合交付金事業、町営住宅建設事業などの事業費を減額しており、また予防接種事業費、小・中学校への空調設備設置費などを措置しております。それらの財源として、国県支出金、町債、財政調整基金などを充当するほか、さらに土地売却収益1億600万円を財源として財政調整基金、スポーツ振興基金、図書館建設基金の3つの基金への積み立てを行うものでございます。

これによります補正額は1億1,120万1,000円の減額となり、補正後の予算総額は109億9,615万7,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案第16号平成25年度柴田町一般会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

17ページをお開きください。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,120万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億9,615万7,000円とするものであります。

今回の補正の特徴、概要といたしまして、予算規模が1億1,000万円を超える大幅な減額となっておりますが、この要因といたしまして、国の平成24年度1次補正予算に対応いたします緊急経済対策に基づき、平成25年度当初予算計上の一部事業を平成24年度に前倒ししたことによりまして、これに伴う重複となっておりました事業の調整を行っております。

また、さきの議会で議決いただき売却いたしました町有地の売却収入1億600万円を計上し、これを財政調整基金に5,600万円、図書館建設基金とスポーツ振興基金にそれぞれ2,500万円ずつの基金積み立てを行っております。

21ページになります。

第2表地方債補正になります。追加1件、廃止1件は、町道富沢16号線道路改良事業につきまして、補正予算で前倒しして対応したことによる変更で、地方特定道路整備事業費から防災安全社会資本整備事業費へ組み替えたことによる追加と廃止になります。変更の6件につきましても、補正予算に前倒しして対応したことによる変更と、該当事業を組み替えたことによるものと、さらに起債限度額の変更となります。

24ページになります。

これより、歳入歳出の事項別明細となります。

歳入です。主のものを説明させていただきますのでご了承いただきたいと思ます。

上段の13款分担金及び負担金、農林水産業費負担金120万円は、入間田地区における小規模山地災害復旧事業費の被災地権者の負担金となります。

15款2項3目土木費、国庫補助金と4目教育費国庫補助金のうち5節の学校施設環境改善交付金、これは槻木中学校の校庭整備分となりますが、前倒しして予算編成し繰り越したことによる減額で、さらに1節の社会資本整備総合交付金の地方道路整備事業は、その下の3節の防災安全社会資本整備交付金の道路新設改良事業に組み替えたことによる変更となります。

また、教育費国庫補助金のうち6節の理科教育設備整備費等補助金の271万6,000円の増は、補助金の内定によります予算計上となります。

6目労働費補助金1,235万9,000円は、職業能力開発校設備整備等補助金として仙南地域職業訓練センター改修工事費の増額の内示決定を受け補正するものであります。

その下の7目総務費国庫補助金の600万円の増は、再生可能エネルギー等導入補助金として役場庁舎等に設置いたします太陽光発電設備等の実施計画、実施設計業務を委託する補助金となります。

25ページになります。

16款2項4目農林水産業費県補助金200万円の増につきましては、歳入の冒頭で説明いたしました小規模山地災害復旧事業の県補助金となります。

17款2項財産売却収入1億600万円は、4月25日開催の4月第2回会議におきまして財産の処分としてみやぎ生活協同組合へ売却を承認頂きました東船迫2丁目の地域福祉センター北側

の町有地の売り払い金額を計上するものであります。下段の19款繰入金4,689万2,000円を基金繰入金として財政調整基金から一般会計へ補正財源として繰り入れを行うものであります。財政調整基金の残額につきましては、前段の土地売却に伴います基金積み立てを行っております関係から、歳出の基金管理費でご説明をいたします。

26ページになります。

21款4項雑入の自治総合センターコミュニティ助成金350万円につきましては、第4行政区と第16行政区の2カ所の集会所の備品整備費等の助成金の内示決定を受け計上するものであります。

22款1項2目農業水産業債140万円の増額補正は、事業費、起債充当率の確定による額の確定により、起債額を変更するものであります。3目の土木債1億4,570万円の減額と4目の教育債440万円の減額は、社会資本整備総合交付金事業等に前倒しして予算編成したことによるものであります。また、3節の地方特定道路整備事業債は町道富沢16号線の道路改修事業となりますが、事業名が7節の防災安全社会資本整備事業債に変更されたものであります。

27ページになります。

これより、歳出についての事項別明細となりますが、歳入同様に主要な箇所のみ説明とさせていただきますのでご了承願います。

28ページになります。

2款1項5目の19節負担金補助及び交付金の350万円は自治宝くじの助成としまして、自治総合センターコミュニティ補助金で4区に150万円、16区に200万円の2地区の集会所の備品整備等の助成金を計上するものであります。

その下の6目基金管理費5,600万円は、冒頭概要説明いたしました、歳入で計上しておりました財産売払収入1億600万円のうち、この財政調整基金に5,600万円の積み立てを行い、この額と先ほど歳入で補正財源といたしまして基金取り崩しを行って繰り入れを行っております4,689万2,000円との増減額を差し引きいたします910万8,000円を増額して積み立てたこととなり、今回この補正によります財政調整基金の総額は9億2,130万円となり、財政町債等管理基金と合わせた2つの基金の合計は10億9,479万円の規模となります。なお、町債等管理基金は1億7,349万円となります。

29ページになります。

3款2項1目児童福祉総務費の13節子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託料300万円につきましては、事業計画を策定するに当たりその基礎資料とするためのニーズ調査を実

施するものであります。

その下になります。15節工事請負費715万円の増額は柴田児童館改修事業の実施計画確定により工事増の増額によります確定となります。

30ページの一番下になります。

4款1項7目予防費385万円の増額補正は、4月1日に遡及し実施いたします風疹ワクチン接種費用助成費となります。

31ページになります。

5款1項1目労働諸費1,235万9,000円は仙南地域職業訓練センターの改修工事費の増額を補正するものであります。

32ページになります。

一番上の1目土木総務費の1,908万円の補正は、西船迫地区内の2世帯の家屋補償費を計上するものであります。その下の2項2目道路維持費1,400万円の減額は、町道四日市場21号線及び町道新生10号線の舗装整備事業で、これも防災安全交付金事業として前倒しして予算編成したことによるものであります。その下の3目道路新設改良費1,178万4,000円の増額は町道富沢16号線の関係となりますが、右の説明欄の道路改良事業から防災安全社会資本整備交付金事業へ組み替えたほか、17節の公有財産購入費520万円の増は用地買収金額確定によります計上と15節の工事請負費の減額による組み替えとなります。また、この工事により発生いたします19節の宮城県に支出いたしますサイホン改修工事の負担金と23節の土地改良区への繰上償還金を増額補正するものであります。

33ページになります。

4項3目の公共下水道費64万円の増額補正は公共下水道事業特別会計の借換債に係る増額分を補正するものです。

その下の5目公園緑地費の2億4,000万円の減額は、これも社会資本整備総合交付金事業として前倒しして予算編成したことによります減額と、新たに13節委託料として船岡新栄6号公園の実施設計委託料を追加補正するものであります。

5項住宅費につきましても防災安全交付金事業として前倒しして予算編成したことによる減額補正となります。

34ページの一番下になります。

10款5項社会教育費の4目図書館費の25節積立金、次のページの6項保健体育費の1目25節の積立金、それぞれ図書館建設基金とスポーツ振興基金へ2,500万円ずつ積み立てを行っており

ます。この積み立てによりまして、図書館建設基金の総額は3,557万円、スポーツ振興基金の総額は3,960万円の規模となります。さらに財政調整基金、町債等管理基金からスポーツ振興基金等の少額の基金を含めた一般会計全てにおける基金の総額は12億834万円の規模となります。

11款1項1目農林水産業施設災害復旧費670万円の増は歳入の冒頭でも申し上げましたが、入間田内海道地区の小規模山地災害復旧事業費の委託料と工事請負費を計上するものであります。

次のページ、36ページになります。

12款1項公債費につきまして、繰り上げ償還いたします地方債元金と、また繰り上げ償還されておりました災害援護資金貸付金の元金をそれぞれ計上するものであります。

以上、補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は地方債、補正を含め総括と歳入を一括質疑いたします。歳出についても一括で行います。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） 支出のところにも共通するんですが、ところどころに入っていた小規模山地災害復旧事業補助金の入間田内海道地区のその詳細をお話しいただきたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） これは場所は入間田の内海道ということで、佐藤政信さん宅の裏山が崩れたということになるんですけれども、大体500平米ぐらい崩れまして、この災害については平成24年6月の第4号台風による災害でございました。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○11番（広沢 真君） この際の負担割合というのは、県が5割、それから町が3割の自己負担2割という計算になっているという理解でいいんですね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） そのとおりでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑を許します。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 34ページの教育管理費の工事請負費、今回はマイナス436万3,000円となっているんですが、説明のほう、槻木中学校の校庭整備工事から平成24年度の小・中学校大規模改修工事、空調ですか、この空調が上のほうには3,413万4,000円と書いてあるんですが、この中学校の整備工事からちょっと明細をそれぞれ教えていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

槻木中学校校庭整備工事では、前倒しによる対応で減額でございまして4,159万7,000円の減額になりまして、船迫小学校大規模改造工事の移設工事につきましては150万円、船迫小学校扇風機設置工事につきましては160万円でありまして、ただいま申し上げました小・中学校の空調関係では3,413万4,000円となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 課長が言った、槻木中学校の校庭整備から船迫小学校の扇風機の設置工事まではマイナスということですね。ただ160万円とかいろいろ言われましたけれども。それで、空調のほうだけがプラスの3,413万4,000円ということなんですかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 大変失礼いたしました。減額は槻木中学校校庭整備工事のみでございまして、移設工事、扇風機、空調関係は全部増額の数字となります。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。27ページの総務費の企画管理費の中の役務費で20万円車両ラッピング広告料、どのような広告を出すのでしょうか。それから、その下の平和の祭典が出ているんですが、その説明をお願いします。その下もラッピング制作委託料なので説明をお願いします。

それから、29ページの児童福祉総務費委託料で、先ほども議案にありました子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査なんですけども、これはどのようなところに委託するんですか。

それから、30ページの一番下に予防費で風疹ワクチン接種費用助成があるんですけども、実際町内でどの医療機関で受けられるのか、その住民への周知はどのように行うのでしょうか。それから、実際にその医療機関ではワクチンの確保はできているのでしょうか。

それから、34ページの教育管理費の備品購入費543万3,000円、これは全ての学校の理科教育備品を整備するものでしょうか。主にどのようなものでしょうか。

それから、35ページに保健体育施設費事業費で修繕料がありますが、どこの分でしょうか。

それから、その下の備品購入費も散水用スプリンクラー、これはどこの分なのでしょうか。

今、柴田球場の改修をしてほしいという声はかなり大きくなっているんですけども、球場の改修については今どのような方向で考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、27ページ企画管理費の役務費、委託料、この2件について概要を説明させていただきたいと思います。

まず、役務費20万円の車両ラッピング広告料ということです。これについては、阿武隈急行の利用促進というような企画を今回宮城県の振興補助金を使いまして、魅力ある地域づくりの補助金のほうを適用させていただきまして、その費用の一部を活用させていただきまして、阿武隈急行の車両1両に4面広告のものを町の広告というようなことで、今考えております。それで、縦が90センチメートル、横が2メートルの一つの町のキャッチフレーズというかそういう広告を1両に4面張って、仙台までの直通、あと福島までのこういうようなところで、柴田町の広報活動に使わせていただくと。そのラッピングの広告料ということで、当然阿武隈急行の会社のほうへの広告を支払うということです。実施は今のところ10月から3月までの6カ月間を予定しております。

それからあと、委託料の平和の祭典公演委託料ということで25万円です。これについては、第1回目平和の祭典のときに実施しました「地球のステージ」というものをもう一度実施したいということで、これについては9月23日槻木生涯学習センターを会場に開催で今、町と実行委員会共同事業で計画を詰めているところです。

それからあと、車両のラッピング制作委託ということですが、これは先ほどの横が2メートル、縦が90センチメートルの広告の分の制作をお願いする委託料ということになります。

以上です。

○議長（加藤克明君） 2点目、次、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料でどのような業者に委託するかということなんですが、主に調査とかそういうものを専門にしていますコンサルタントが中心となります。業者、いろいろになっております。今のところ全国的にこういう調査を実施しているということで何社か問い合わせしているところはありますけれども、さまざまな業者がおるようでございます。

○議長（加藤克明君） 次に、風疹関係で健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） 風疹の助成の関係ですけれども、まず実施の町内での医療機関なんですけど、風疹ワクチンのほう、単抗原ワクチンとそれからMRワクチンと混合ワクチンあるんですけれども、それぞれに単抗原のほうは町内で9カ所できます。それから、混合ワクチンのほうは10カ所というような状況になっております。それで、これは町外でも接種していただいて、償還払いになりますので。町内ではそういった状況になっております。

それから、周知の方法ですけれども、6月15日号のお知らせ版のほうに周知をさせていただきます。当然、ホームページのほうにもさせていただきますし、あと町内の医療機関のほうにもポスター掲示で周知をさせていただきたいと思っております。

それから、ワクチンの関係なんですけど、厚生労働省によりますとやっぱり風疹の単独ワクチンのほうはなかなか供給量が限られているということなんですけど、混合ワクチンのほうは十分に大丈夫だという見通しだそうです。

以上です。

○議長（加藤克明君） 次に、学校備品の教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

この制度は、理科教育設備整備費等補助という要綱を活用して、小・中学校の理科備品を更新しようということで申請をしております、それが内定通知をいただきましたので補正の予算をお願いするということでございます。

全小・中学校に確認しまして、必要備品を出していただきまして、主なものとしましては顕微鏡、抵抗実験器、骨格模型、振り子実験器、地球儀、オシロスコープなど、約60品目ぐらいになる予定でございます。ただ、この対象になるのが小学校では1組1万円以上、中学校においては1組2万円以上というものが対象になるということですので、例えば少額のものはないかな対象にはならないので、今回はこの制度を活用しての購入ということになっております。

ちなみに補助率は2分の1ということになっております。以上です。

○議長（加藤克明君） 次に、修繕関係で生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 白内議員の質問にお答えします。

議案書の35ページになるかと思えます。

保健体育施設関係の11の需用費、そして18の備品購入なんですけど、これはいずれも柴田球場に係るものです。修繕の内容はバックスクリーン横のほうにスコアボードがあるんですけど、その脇にボールカウントを表示するものがあります。いわゆる、今までストライク・ボール・アウト

トという並びが変わりまして、ボール・ストライク・アウトというような形になりますので、それを修繕するものであります。

それから、備品購入費、これは散水用のスプリンクラーとしてことし2月に外野の芝を張りかえております。それで、スプリンクラーもちょっと以前のもので故障して使えないものから、スプリンクラー3台を購入しまして、植えかえたところとかの芝の養生とかに散水をするためのものです。

それから、柴田球場の今後の改修計画ということなんですが、昨年から改修についていろいろお話がありまして、業者等に見積もりをお願いしているんですが、いわゆる1業者だけでおさまる問題ではなくて、いわゆる備品とか購入するものがほかの企業からということで、なかなかその見積りに対応がおくれている状況です。現在何とか大分集まってきたんですけれども、今後についてはちょっと時期はずれるかもしれませんが、9月の補正予算であるいは人的、資材的にも調うような形がその辺ですとできるかなというふうに今の状態で思いますので、9月補正予算に向けて対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。それでは、16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 済みませんけれども、32ページの土木費の節の22の家屋補償事業1,908万円。これについてちょっと説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） ご説明いたします。

この家屋補償につきましては、西船迫2丁目に2件ございまして、実は昨年平成24年12月に一度補正予算を計上させていただいて交渉してきたんですが、対象となる方がちょっと入退院を繰り返しまして、3月末日また入退院ということになって契約にたどり着けませんで、実は専決で一旦下げさせていただきましたので、また本人復帰されたようですので改めて補正をお願いして進めたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。17番星吉郎君。

○17番（星吉郎君） 17番、星吉郎です。28ページの負担金補助及び交付金のコミュニティ補助の内容をちょっと聞きとれなかったものですから、もう一度お願いします。

あと、30ページの災害救助費修繕費67万2,000円、これちょっとどこなのか。以上。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

宝くじ助成といたしまして、自治総合コミュニティ助成ということで4区に150万円、16区に200万円の、2地区の集会所の備品購入費として助成を受けております。それぞれの集会所の放送設備とかいろんな教材とかいろんな備品、備えつけのものに対応するというので申請をいただいております。

○議長（加藤克明君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

災害救助費の修繕料67万2,000円の補正措置でございますが、これは3.11の東日本大震災の被災者の方の応急仮設住宅として、県営住宅5戸を借り受けています。その5戸のうちの3戸が、住宅が再建になって自宅に戻った等で退去されたということで、県のほうにお返しするわけなんです。そのときの畳表がえ、清掃、壁塗り等の修繕をかけて県のほうにお返しするというふうなことの経費でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。

ほかに質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 歳出の質疑を終結します。

これにて**全部の質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、**議案第16号平成25年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。**

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

11時15分から再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第8 議案第17号 平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第17号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成25年度限りの措置として実施される特定被災地方公共団体借換債に係る補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,074万円増額補正し、補正後の予算総額を19億5,484万2,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明をさせていただきます。

39ページをお開き願います。

先ほど町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成25年度に限り措置される特定被災地方公共団体借換債に係る補正でございます。昭和63年度から平成7年度にかけて年利4.35%から4.9%で起債しておりました旧公営企業金融公庫資金に係る13件分の借りかえに伴う補正となります。仮に、平成24年度と同じ借入利率を1.5%とした場合、約4,913万円の利子が軽減されると見込まれております。

それでは、39ページの議案第17号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算でございまして、第1条におきまして歳入歳出の総額に2億9,074万円を増額し、予算総額を19億5,484万2,000円と行うものでございます。

41ページでございます。

第2章の地方債の補正ということで追加をいたします。2億9,010万円を起債の限度額とさせていただきます。

43ページをお願いします。

歳入から。4款の繰入金でございます。目1の会計繰入金として64万円、一般会計からの繰入金でございます。

7款町債目3の特定被災地方公共団体の借換債、2億9,010万円でございます。

歳出になります。

5款公債費目1の元金でございます。2億9,074万円を繰り上げ償還元金として充てるものでございます。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日第9 議案第18号 平成25年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第18号平成25年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号平成25年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、第5期介護保険事業計画に基づく小規模多機能型居宅介護の建設補助金の補正となります。

歳入につきましては、当初予算では国庫補助金を財源として計上しておりましたが、補助金

項目の変更により、県補助金となり増額となりました。

歳出につきましては、補助金の項目の変更と増額となります。

これにより、歳入歳出それぞれ2,681万2,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は24億780万1,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第18号平成25年度柴田町介護保険特別会計の補正予算について詳細説明をいたします。

議案書45ページになります。

今回の補正は、第5期介護保険事業計画に基づく小規模多機能型居宅介護事業の建設補助金に係る補正となります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,681万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億780万1,000円とするものであります。

歳入について説明いたします。48ページになります。

3款国庫支出金2項国庫補助金4目地域介護・福祉空間整備推進交付金の1,500万円の減額と、5款県支出金2項県補助金3目介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金の4,181万2,000円の増額であります。第5期介護保険事業計画にある小規模多機能型居宅介護事業の建設補助金に係るものでありまして、財源を当初国庫補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金の1,500万円と見ていたものを、県補助金の平成25年度も継続することになった東日本大震災枠特別加算のある介護基盤緊急整備等臨時特例基金に変更することにし、その補助基準により4,181万2,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出の補正について説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の2,681万2,000円の増額であります。歳入でも説明申し上げましたとおり、国庫補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金から県補助金の介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金に項目を変更するためと、その差額を増額補正するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 小規模多機能型施設は、どこに、いつ建設されるのか。そして、建設費の何割の補助なんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 先ほども申し上げましたが、第5期の介護保険事業計画にのっている施設でございまして、昨年公募しまして、町内の特定非営利活動法人、NPO法人から申請がございまして、町のほうで選定委員会で選考しまして、計画等が適当ということの判断をいたしました。

それで、これについて施設の規模と申しますか、その施設の内容でございまして、小規模多機能型居宅介護、いわゆる在宅介護のサービスの1つでございまして、地域密着型サービスの1つでございまして。これは在宅で介護サービスを必要としている方が25人の登録を受けまして、定員としてはデイサービス、通所が15人、泊まり、ショートステイが9人を受け入れる規模の施設でございまして。

申請者のほうの事業計画を見ますと、町内の船岡中央1丁目にその場所を予定しております。事業費、計画上は大体8,700万円、8,800万円近くの事業費を見ているようでございまして。そのうちの補助金が4,181万2,000円ということで、事業費の約4割ちょっと、42%ほどという補助率となっております。

それで、サービスでございまして、この補助金を補助するわけですけれども、今年度内に整備を行いまして、サービスの開始を平成26年度当初というふうな計画が示されております。

以上でございまして。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） これは決定しているわけだから、名前を出して構わないわけですよね。NPO法人のどこで、船岡中央1丁目のどこでしょうか、場所は。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 申請者はもみの木会でございます。町内でも介護サービスの事業の実績がございますもみの木会が、その事業を進めているというものでございます。

場所については、船岡中央1丁目地内ということで、もとの生協さんのあった店舗の西側になりますか、そのところでございまして。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号平成25年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日第程10 議案第19号 平成25年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第19号平成25年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第19号平成25年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため平成25年度限りの措置として実施される特定被災地方公共団体借換債に係る補正であります。

資本的収入は9,970万円を増額補正し、補正後の予算総額は2億1,090万1,000円となります。資本的支出は9,995万4,000円を増額補正し、補正後の予算総額は4億2,979万3,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明させていただきます。

49ページをお開き願います。

議案第19号平成25年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、公共下水道事業と同様に平成25年度に限り措置される特定被災地方公共団体借換債に係る補正でございます。昭和63年度から平成6年度にかけての年利4.45%から4.95%で起債しておりました旧公営企業金融公庫資金に係る4件

分の借換債に伴う補正となります。下水道と同じように平成24年度と同じ借入率1.5%としますと、約1,334万円の利子が軽減されるということになります。

それでは、49ページの第2条でございますが、平成25年度の柴田町水道事業会計予算第4条本文括書中2億1,863万8,000円を2億1,889万2,000円に、2億1,000円を2億1,025万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正を行うものでございます。

下の第1款資本的収入、既決予定額が1億1,120万1,000円で、補正予定額9,970万円を補正をしますと、計2億1,090万1,000円です。

下の第1款資本的支出でございます。既決予定額が3億2,983万9,000円です。これに補正予定額が9,995万4,000円を補正しますと4億2,979万3,000円と行おうとするものでございます。

3条の起債の表でございます。これを追加するもので、限度額を9,970万円とさせていただきます。

54ページをお開き願います。資本的収入、支出補正予定額の実施計画の明細書でございます。

最初に収入、1款の資本的収入でございます。企業債です。先ほどもお話ししましたように9,970万円を補正するものでございます。

支出でございます。1款の資本的支出項2の企業債償還金として9,995万4,000円を充てるものでございます。

以上の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**収入支出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号平成25年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日第程 1 1 決議案第 1 号 (仮称) さくら連絡橋建設の内容説明を求める決議

○議長 (加藤克明君) 日程第11、決議案第 1 号 (仮称) さくら連絡橋建設の内容説明を求める決議を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。4 番秋本好則君の登壇を許します。

なお、説明のため城址公園の立体模型を許可しております。また、資料の申し出がありましたので、ただいまから配付いたします。

[4 番 秋本好則君 登壇]

○議長 (加藤克明君) 配付漏れないですよ。

それでは、秋本議員説明願います。

○4 番 (秋本好則君) 4 番秋本好則です。ただいま議題になっております議決案第 1 号につきまして、議案の朗読をし、次に提案理由を述べさせていただきます。

(仮称) さくら連絡橋建設の内容説明を求める決議 (案)

柴田町のシンボルであり、町民の観光の拠点になっている「館山・船岡城址公園」は中世からの史跡でもあります。この山に計画されている (仮称) さくら連絡橋の工事につきましては、住民への情報提供が不可欠であります。

このことから、次の点に留意した工事内容になることを強く求めています。

1. (仮称) さくら連絡橋の工事について、工事予定額や園路、仮設工事を含め、全体工事内容を速やかに公開し、住民への情報開示を徹底すること。
2. 工事の前に地区ごとの説明会を開き、工事の施工計画及び園路の安全対策を説明すること。
3. 館山全体の再開発構想の全体を公開し、住民に説明すること。

以上でございます。

その中身につきまして、提案理由を述べさせていただきます。

現在、工事が進められようとしている (仮称) さくら連絡橋建設工事は既に第 1 回目の工事の入札が行われ、工事が始まろうとしております。しかし、まだ住民に対する工事説明がなされておられません。広報しばたには、昨年11月の613号に社会資本整備計画の説明の中で橋梁のイメージのセクション図がありました。ですけれども、最近発行されました620号に掲載されているスロープとか園路は描かれておりません。

我々議員には10日の全員協議会で説明がありましたが、広報しばたしか見ていない住民には何がどう変わったのか全然わからない状況です。これは、昨日の我妻議員の質問にもあったと

おりでございます。さくら連絡橋につきましては、住民投票の条例請求が成立いたしましたように住民の大きな関心事でもあり、期待もある反面、不安もまだ解消されておりません。

11日の一般質問で再確認したとおり、行政の施策に対する説明責任は行政にあります。この際、町民の中にある不安を払拭するために、町民に説明を求める議案を提出いたし、議会としての意思を明らかにしたいと考えました。皆様方のご判断、賛同をお願いしたいと思います。

今、ここに持ってきております模型は、私が槻木にいるものですから、槻木地区で工事の内容を説明したときに、紙で、設計図で見せるよりも実物の模型で見せたほうが話がよくわかるものですから、そのためにつくったものです。これをもとにして説明したいと思います。

先ほどの例でお示した、昨年11月のお知らせ版の内容はこれなんです。ここのところには歩道橋のセクション図が確かに描かれているんですが、スロープあるいはここで言うところの園路の部分ですね。これについては記載がありません。ここについて記載が出てくるのは、この間6月に出されました620号、こここのところでこの図が出てくるので、この小さい図面が出てきているんです。こここのところに、園路といえば園路かなという黄色い線が書いてあるんですけども、これについての説明はないんです。

それで、私が槻木で説明会を開いたときにも、まず「このところが、何でこうなるの」という、そういうふうな質問が集中しました。それで、この模型を見ていただくとわかるんですが、ここが崩れたところですね。それで今、補修しているところです。こここのところの勾配と、こちら側の園路をつくる場所の勾配、それがほぼ同じぐらいの勾配なんです。

それと、今皆さんにお示しましたこの図面なんですけれども、これは桜の植栽図です。これは役場から私がいただいたものなんです、これを見ますと、例えば三の丸公園でいくと206本の桜があるよと。あと、青少年ホームから樅の木展望台に行くには81本の桜があるよと、そういうふうな数を数えているんですね。それで、ここに樅の木展望台があるんですが、その周辺、この周り、今回の北側の部分も園路をつくる西側の面も全て雑木林という記載になっております。ですから、こここの崩れたところの部分とこちら側は全く同じ斜面だということと言えると思うんです。そうやっていったときに、こちらで崩れたことが、またこちらにも起こる可能性もある。その辺を住民は説明を求めているんだと思います。

それと、全員協議会で初めて私も図面を見たんですけれども、このスロープの幅が2メートルということでした。それで、一部のところには間知ブロックを積んでのり面の歩行をします。この模型でいきますと、オープンカットで位置を描きました。オープンカットした場合には、この赤のところ描いた部分、これだけののり面が出てくるんです。こののり面をどうい

うふうな形で保護していくのか、そのやり方によっては水の問題、いろいろ検討されることが出てくるんだと思います。それも私はまだ詳細図を見ておりませんので言えないんですけども、こういうのり面が出てきますよということを示している模型です。そういったところを工事をする前に住民の方に説明していただきたい。

それで、この園路につきましては聞きますと、秋口に着工するんだらうという話がありますので、それまで大丈夫だと思いますので、この園路についてどのような施工をするのか、住民の不安を払拭するような説明をしていただきたいと思いますと考えております。

それと、この条例の中に各地区でというふうな書き方をしているんですけども、これは何も42行政区全てということではありませんので、例えば普通やっているような船迫とか船岡、槻木とか、生涯学習センターですね。そういったところで集まっていただいて説明をするということが説明責任を果たすことになりまして、住民の方の不安を払拭することになるんじゃないかなというふうに考えております。

とにかく、工事をするのは予算が可決されましたので、工事をする義務が執行部のほうには出てきております。ですから、その工事をする前に皆さんに説明をして、十分に納得してもらおうということが大事ではないかなという形でこれを提案いたします。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番平間奈緒美さん。**

○6番（平間奈緒美君） 6番、平間奈緒美です。秋本議員に質問いたします。

まず、この（仮称）さくら連絡橋の内容説明を求める決議に関することで、議会として決議するわけですから確認の意味で質問させていただきます。

議会で何度もこの（仮称）さくら連絡橋について議論、そして議決を経てきました。橋の建設については議会が認めたわけですから、決定したことです。秋本議員に対し、いろいろ過去のこともありますので、その意味でこの事業が議会として可決されたことに対して事業が進むことについて認めているのかどうか、もう一度確認の意味でお聞きしたいと思います。

あと、もう1点、済みません。先日の広報しばたで、先ほど秋本議員からも広報しばたなどの町のほうの情報提供がございました。この1番、2番、3番ということで、町からの情報提供を再確認する意味でも、きちんとした情報提供を町当局でもしてほしいということですので、反対することではないんですけども、さらにそういった町の情報提供を求めるということではいいのか、その2点について伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 秋本議員、答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） それではお答えさせていただきます。

議会で確かに議決されておりまして、先ほど言いましたけれども予算が通っておりますので、逆にこれを着工する、工事を進めるという義務が行政には出てきていると思います。このことについては何も話しておりませんし、そのとおりでと思っております。

それで、広報関係なんです、先ほど言いましたように住民の方々はこちらで6月号の620号で初めて見たという内容がいっぱいあるわけです。ですから、この点について私……、その前に済みません、間違えました。3月15日に議会のところでこの図面が出てきたんです。初めて、園路が出てきているやつ。この部分についてこれを持ちながら説明したんですけども、初めて見る図面だったものですから、住民の方々が「なぜこうなったの」ということがまず、理解されなかったというところから、この辺の説明をお願いしたいというのが趣旨でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。よろしいですか。

ほかに。11番広沢真君。

○11番（広沢 真君） このさくら連絡橋と館山の開発にかかわっては、議決が通った後、その後ということで、何人かの町民とも対話をしていて話題にもなっています。

それで、その中で特に私が聞いてきたのは、要するに評価としてこの間の一連の運動自体が、さくら連絡橋の建設の是非を問う賛成反対なりの両方の立場があって、それが町内で対立的に意見を述べ合っていたという事態の中で、一つ町民の中にもう一つ評価ができてしまったということは理解していただきたいんですが、要するにさくら連絡橋の問題についていろいろ説明を求めたりする人が、町内でも特殊な人であるという評価を受けてしまったということでもあります。

私は、一連のさくら連絡橋の予算その他について反対の立場をとってきて、それを当然町民の間にも説明をするということで貫いてきて、それでそれが議決された後については、私は反対しましたけれども議決されて、法的にも問題のないことなので、これからは要するに建設の安全上の問題や、それからランニングコストの問題で町民の利益にかなうような形で取り上げていきますということを町民の皆さんに述べているところなんです、そういう中で例えば、今度の問題でも説明会を開くということがこの文言の中に入っているんですが、例えば今回こういう決議が出ているんだよと話を幾人の方としたときに、「またその説明会に、特定の人が全ての会場を回って、町と平行線の議論を延々と続けて終わるんだったらやる意味がないんじゃないか」というような、そういう辛辣な意見も伺ったんです。

それで、そういう部分について、もちろんこの趣旨については、町民により多く情報を提供する点で賛同できないものではないんですが、そういう町民の懸念の声にも応える必要があると思っていますので、その提案者としての見解を伺いたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） 私の考え方を述べさせていただきたいと思います。

確かに、連絡橋の件につきましては広沢議員が言われたように法的な手続をとって議会で議決されたものですから、これを議員として、社会的な責任のある者としてこれを尊重するのは当然の話でございます。

ただ同時に、住民の方々がまだわかっていない、理解されていないということも、これも事実です。ですから、この辺の説明を求めると先ほど言いましたように、その趣旨でこの決議案をお出ししております。

それとあと、一定の特殊な人たちという話があったんですけども、確かにこれは私の質問の一番先にも、私謝りましたけれども、私の関知しないところでいろんな動きがあったということは後から聞きまして、どうも事実なようです。その件につきましては、私も当時の同じグループの仲間として大変申しわけなく思っております。

ただ、こういう状況になってきてからは、そのグループ、いわゆる特殊な人たちと言われたんですけども、それは解散したようです。私は除名という形で今おりますので、直接今何をされているのか、直接私は伺っていないんですけども、ただいろんなところで先ほど言いましたように生涯学習センターあたりでいろんな説明会をされることは大事ではないかと思っておりますし、ただそのところでその平穩な説明を乱すような行為がもしあったとすれば、それは断固たる措置をとってしかるべきだと考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。よろしいですか。

ほかにありませんか。8番高橋たい子さん。

○8番（高橋たい子君） 説明責任というのは当たり前のことでありまして、今さら決議でもないような気も私はしますけれども、確認の意味で秋本議員にお伺いしたいんですが、この1、2、3、3項目の決議ということなんですが、（仮称）さくら連絡橋建設にのみ適用しなさいということなのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） さくら連絡橋の工事と、それも入るんですけども、歩道橋というかそ

の橋については当然一定の資格を持っている方が構造計算をし、出すということなので、まず問題ないと思うんです。今、私が一番心配しているのは、先ほどの園路のことです。ですから、これが連絡橋に入るのか入らないのか、ちょっと私わからないんですが、図面から見るとここも全部入っているような感じを受けたものですからその分も含め、そして3番目のところで、これもきのう我妻議員さんが言われたように、いろんなところでいろんな話があって、5年先館山はどういうふうな形になってしまっているのというのが言う人によってみんな違ってきている状況だと思いますので、その辺も含めた上で全体を一体のものとして説明していただけるとありがたいという議案になっています。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○8番（高橋たい子君） 私が言おうとしたことは、今から始まる事業も多々あるかと思えます。その都度、住民に説明をしていくというのは当たり前のことであって、今も十分なされているかと思えます。今までの一般質問の中でも、全員協議会の中でも、これまで以上に説明責任を果たしてまいりますという回答もあったと思うんですが、事あるたびにこの決議をしていかななくてはならないということになると大変なことだなというふうに感じたものですから、今回の決議については（仮称）さくら連絡橋一連の工事ということに解釈をしてよろしいですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） 済みません、ちょっと舌足らずでした。これは、この議案はあくまでもさくら連絡橋及びその連絡橋に附属する園路とかそういった形で今考えております。それで、全ての工事について、全て責任を求めるということは、私の一般質問のところで述べたんですけども、いろんな説明責任の仕方があるでしょうという形で、中身の説明の質が違ってくるんじゃないですかということを行ったんですけども、それはケース・バイ・ケースでいろいろと考えられて、これから答えが出てくる話だと思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。確認したいことが2点あります。

まず、工事の前というのは、この間全員協議会で説明を受けたスケジュールをおくらせてまでということではないわけですね。じゃ、スケジュールどおりに進めながら説明をするようにというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

それから、地区ごとのというのは先ほど秋本議員は生涯学習センターぐらいでいいということであれば、中学校区単位というふうに解釈してよろしいのでしょうか。まず、その2点伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） 工事管理の件なんですけれども、これは先ほど説明いたしましたように、ある程度の縛りと言ったらいけないんですけれども、一つの区切りをつけておかないと工事が終わった後でまとめて説明ということも出てくるんじゃないかとちょっとその辺心配があったものですから、工事をする前にやったほうがいいでしょうということで。例えば、スケジュールどおりやっていっても、確か園路は秋口だと聞いていますので、それまでには十分時間があると思っております。ですから、先に急ぐのであれば、説明のほうを急いでいただきたいということです。

それと、地区ごとというのは先ほど言いましたように、生涯学習センターが普通いろんなところで説明されておりますので、それごとで集まっていたいて、何人集まるかちょっと私もわかりませんし、それは住民の方々の自由判断だと思うんですけれども、少なくともそのぐらいはやっておかれた方がいいんじゃないかなという形で今考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 本来、議会の決議でなくても、柴田町には秋本議員が頑張った住民自治によるまちづくり基本条例があって、そこには情報共有を掲げていますから、本来これだけ反対があったさくら連絡橋であれば、町として工事に入る前に説明をするのは、私は当然のことだと思うんです。ですから、本来決議しなくても説明してくれるものと期待していたところなんです。だから、決議まで必要かなというところがちょっと今自分でも引っかかっている。本来町は、やはり大きく意見が分かれた、住民の中でも大きく意見が分かれたものですから、丁寧な説明というのはやはり必要だと思っています。

この件については、秋本議員にしか質問できませんか。

○議長（加藤克明君） はい。

○15番（白内恵美子君） そうですね。本来、執行部には期待しているところです。

秋本議員は、このまちづくり基本条例に沿えば、当然説明すべきとはお考えにならなかったんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） 私は、わざわざこれを出すまでもなく、当然あるべきだろうと思っておりました。

ただ、入札が始まってなかなか説明がない。我々議員のほうにも説明がない。それで、ちょっと心配になって見に行ったら見せないという形になってきたときに、果たして住民のほう

から私に説明を求められても、私自身がデータを持っていないという状況でずっといたわけですね。ですから、ここであえて、本当は出すまでもないことだと十分承知しているのですけれども、念のために出したということでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問になりますけれども、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。10番佐々木守君。

○10番（佐々木 守君） 10番、佐々木でございます。秋本議員に確認をさせていただきますが、この決議案ですね、この文章どおりで、足すことも引くことも全くないと。この文章どおりということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） 何度も私、言っていますように、説明してくださいというのが趣旨です。ですから、例えばどこかここを直したほうがいいよということがあるのであれば、幾らでもお聞きしますし、趣旨が外れない限り修正することももちろん可能だと思っています。

○議長（加藤克明君） 質疑、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） やはり、議会に文章として提出しているわけですから、それを後で修正するとかそういうことを言われてしまうと、この決議案に賛成できなくなってしまうんです。ですから、そのところを、こういうことに対してはやっぱり文章で議会に提出している以上、これに対してプラスすることもマイナスすることはありませんよと、この文章のとおりですというふうに答弁をいただければ、私は賛成させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） はい、済みませんでした。これを出す前にいろいろな方と会って、いろんな話を聞きながらまとめたものですから、このとおり議決していただければ大変助かります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 秋本議員は昨年いろんな議会懇談会に出られて、何か所か出られたんだかどうか、それはわかりません。しかし、議会懇談会において非常に、先ほど広沢議員言われましたお宅のグループの方々が、議会懇談会と言えないようなやり方をしてこられたんです。また同じようなことをというふうに、どうも懸念されるということなので、私はこの決議文そのものを、決議という、この言葉は非常に好きでない。これはもう、撤回してもらいたい。当然、町は今までそのようにやっていたんだから町のほうにきちんとやらせて、それを私たちは

見守ってあげていいんです。それで心配ならあなたも行って、ちゃんと伺ってください。私はこの決議文でやったら、もう、この決議という言葉自体がどうも賛成できないということを書いて、ぜひこの決議というのを撤回していただければいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） 確かに先ほど広沢議員から指摘があった点、私が議会懇談会に行っていたころではそういうことはなかったと思いますし、一緒にいられた議員の方々も別に問題はなかったよというふうな報告をされたというふうに聞いております。ですから、人によるんだと思うんです。ですから、この何か先ほど言いましたようにもし平穩を乱すようなことがあるのであれば、それは退去していただくということはやぶさかでもないし、それは当然だと思っております。何の権利も侵害することではないと思っています。

ですから、先ほど言いましたように、確かに決議案として決議するまでもないんです。ですから、この予算が通ったときにこれは当然含まれることなんですけれども、ただ先ほど言いましたように、我々のほうにもその情報が伝わらないうちに入札が入っていて、工事が始まるというそういう状況だったものですから、ここであえてこれをお出しして、もう一回ちゃんと説明してよということを意思としてやったほうがすっきりするのかなという形で、あえて出させていただいております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） いや、私はその決議文を撤回していただきたいということを書いているんです。あなたは出したと。それだけですか。それでいいんですしたら、私は反対のほうに回ると、それしかあとはもう私は、そういうふうにはしか考えられないということなので、撤回するのであれば、別段問題ないと思いますけれども、そう私は考えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。

○4番（秋本好則君） ここに書いてある内容が実際に行われて、いろんなところで説明が行われるということが保障されるのであれば、撤回することはやぶさかでないと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。（「あの、済みません。再質疑とかまだやっていなかったと思うので、その発言認めていただきたいんですけれどもよろしいでしょうか」の声あり）はい。自席着席で。

○11番（広沢 真君） 要するに今、例えば撤回の動議なども出されて、現状で言えば議員の中

での意見も大きく分かれるような雰囲気もあって、あえてここでその採決を強行するというのが、結果的にいたずらに議員内の対立をあおるということにもなりかねないと思うのですが。

それで、そういう点で例えば議長が意見を取りまとめていただいて、その点で例えばこれからの情報提供についての町の方針を表明してもらって、その中でこの決議の趣旨が実現するのであれば、今秋本議員がおっしゃっておられたとおりに実現するのであれば特に問題はないということであれば、そういう形での方向性を示してもらおうということ、議会の中の無駄な対立を避けるという手もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） ただいまの動議に賛同される方、いらっしゃいますか。おりますか。

（「その前にやらないと」の声あり） 広沢議員の動議に対して賛同される方が、いるかいなかということちょっとお聞きしたい。（「賛成」の声あり）

この動議は賛成者がいますので成立いたしました。

暫時休憩しまして、議会運営委員会を開催します。（「先に町長の意見を聞いたら」の声あり） それでは、町長。（「動議の取り扱いは」の声あり）

暫時休憩します。

午後 0時07分 休憩

午後 0時08分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

先ほど、広沢議員の動議に対しまして、賛成者がおり成立いたしましたので、これより暫時休憩しまして議会運営委員会を開かせていただきたいと思います。

その対応としまして、その動議に関するそれを検討していただきながら、議会運営委員会として取り扱っていきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

なお、12時を回っておりますけれども……、（「お昼から」の声あり）

それじゃ、休憩します。

再開は13時にいたします。（「暫時休憩じゃないの」の声あり）

済みません。暫時休憩を取り消します。議会運営委員会をやります。議会運営委員会をやりまして、13時に再開になります。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

先ほど、広沢議員の意見について議会運営委員会で協議いたしました。秋本議員は「執行部が決議内容を遵守していただければ撤回も可能」との意見、意思を示しておりますので、議長としてここで町長からこの件について意見を求めた上で、再度秋本議員の意思の確認をしたいと思えます。

それでは、町長。

○町長（滝口 茂君） それでは、執行部の考えを述べさせていただきたいと思えます。

さくら連絡橋に関しましては、何度もこの議会で議論し、その議論した結果は議会だよりを通じて町民にお知らせをしてきました。また、私たち執行部もその都度、議員全員協議会で説明するとともに、住民に対しましても広報し、住民懇談会、出前講座等で説明責任を果たしてきたつもりです。

しかし、住民に対し、正しい情報を伝えることができず、懸念や誤解をされてしまった面もあることも事実でございます。こうした点につきましては、情報の提供のあり方に反省すべき点はあったというふうに思っております。

今後、そうした住民から懸念や誤解がされることのないよう、今回のさくら連絡橋の事業の執行に当たりましては、適宜住民や議会に対しきめ細かに情報提供を行い、説明責任を果たしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 秋本議員。

○4番（秋本好則君） 執行部のほうで、適宜情報を出していただけるということがわかりましたので、それが保障される限り、撤回したいと思えます。

○議長（加藤克明君） ただいま、秋本議員に確認したところ、本人から議案について撤回の申し出がありました。

なお、この議案については既に議題となっておりますので、柴田町議会会議規則第19条により、撤回には議会の許可となります。

秋本議員本人からの撤回の申し出が出ております。この件について、秋本議員の撤回の申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。それでは、提出されました決議案第1号は撤回することに決しました。

日程第 1 2 意見書案第 1 号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求め
る意見書

○議長（加藤克明君） 日程第12、意見書案第 1 号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番広沢真君。自席着席での説明を許します。

○11番（広沢 真君） 三度着席で失礼いたしますが、よろしく願いいたします。

11番広沢真です。ただいま議案となっております意見書案第 1 号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）

平成22年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、核兵器のない世界と安全を達成することに合意し、全ての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要があると強調しました。次回、平成27年NPT再検討会議を前に、今世界の全ての国の政府と市民社会にはこの目標を現実に変えるために協力し、行動することが求められている。

しかし、それから3年になる今も核兵器のない世界を達成する道筋はなお見えていない。アメリカ、ロシアの合意を含め、一定の核兵器が削減されたとはいえ、世界には今なお1万7,000発余の核兵器が配備、貯蔵され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実に存在している。

この状況を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は国際人道法の原則と規則に反するものであり、世界で唯一国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

今、核兵器を持つわずかな国が決断すれば、核兵器禁止条約の交渉開始できる条件が生まれている。この決断と行動をおくらせることは、第2、第3のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになる。

さらに、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段としての武力と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島

の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要である。

これらのことから、平成27年NPT再検討会議に向かって核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、当面する第2回準備委員会を初め、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性と、その条約のための行動を提起するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

外務大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先は内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第13 陳情第1号 私道を町道に求める意見書

陳情第2号 国民年金法等の特例水準の解消を実施しないよう意見書提出を求める陳情

○議長（加藤克明君） 日程第13、陳情に入ります。

今期定例会議において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであ

ります。

陳情第1号私道を町道に求める陳情について、その取り扱いを議会運営委員会において協議した結果、請願と同一の取り扱いとし、所管の委員会に付託すべきとの意見の一致を見ました。

お諮りいたします。

陳情第1号を産業建設常任委員会に付託の上、休会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は産業建設常任委員会に付託の上、休会中の継続審査とすることに決しました。

陳情第2号については、議会運営委員会の協議により、配付のみの取り扱いといたします。

なお、要請第1号については、さきの日程にて意見書案第1号として可決されておりますので、ここでは配付のみ取り扱いといたします。

日程第14 民生委員推薦会委員の推薦について

○議長（加藤克明君） 日程第14、民生委員推薦会委員の推薦について報告をいたします。

町長から民生委員推薦会委員について推薦依頼がありました。よって、議会運営基準により議会運営委員会において協議の結果、委員には有賀光子さんを推薦することにしましたので報告いたします。

常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

総務、文教厚生、産業建設、広報の各常任委員会委員長から、今期定例会議後の委員会活動願がお手元に配付いたしました内容でなされておりますので、ご承知願います。

これで本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 今議会は、新たな新人議員を迎えての初議会となりました。また、議会基本条例が施行されまして、反問権をいただいた中での議会となりましたが、慎重審議の結果、報告事項6件、議案事項は9件、人事案件1件全てご承認、議決いただきました。改めて御礼を申し上げます。

今回の一般質問では、新人議員の皆様から庁舎建設など新たな提案がありましたし、またインフルエンザ、デマンド型タクシー、水害対策、スポーツ環境整備、ほ場整備など、新しい視点での提案がございました。また、先輩議員からも道路整備、観光、イノシシ対策、介護保険等町の課題を提起していただきました。特に、今回は町政運営の基本となります情報公開や職員の体制の問題、給料等に対する意見もいただきました。

特に今回、さくら連絡橋の建設の内容説明を求める決議案の取り扱いで議論がありましたが、私としましては精一杯、議会が早目早目の情報、議会に提案しました後には住民にわかりやすい説明を心がけておりますが、これまでのやり方でどのような事業をどの時点で、どの程度の内容で説明すべきなのか、やはり議会との中である程度の合意が必要ではないかというふうに思っております。私としてはこれまでのように、議会には早目早目の情報提供を行っていきたいと考えておりますが、何か新たな提案が議会のほうからあれば対応してまいりたいというふうに思っております。

また、議会の皆さんにもお願いなんです、議会基本条例に基づきまして、この議会で議決した案件につきましては、住民の皆様へ情報を提供していただければなというふうに思っております。

今回、一般質問で新たに提案された事業等につきましては、7月の地方交付税の動向を見ながら、もし大幅な減額ということがないのであれば財政調整基金を活用させていただきまして、9月補正予算で前向きに対応し、住民の不安や苦情処理に当たってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

何とか無事に議長さんも議事、混乱はちょっとありましたけれども、うまく終わったのではないかなというふうに思っております。これからもちょうちょうはっしの議論を続けてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤克明君） これをもって平成25年柴田町議会6月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時13分 閉会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月13日

議 長

署名議員 番

署名議員 番